

知的財産管理技能検定3級厳選過去問題集【2019年度版】をご購入いただいた皆様へ

第33回(2019年7月21日実施)以降の検定試験を受検される場合は、平成30年度著作権法他の改正等に基づき、弊社が発行する知的財産管理技能検定3級厳選過去問題集【2019年度版】の内容について、次の通り、変更・修正のうえ、ご利用いただきますようお願いいたします。

実施回	試験日	法令基準日
第33回	2019年7月21日(日)	2019年1月1日
第34回	2019年11月17日(日)	2019年5月1日
第35回	2020年3月15日(日)	2019年9月1日

※知的財産管理技能検定の解答にあたっては、問題文に特に断りがない場合、試験日の6カ月前の月の1日現在で施行されている法令等に基づくものとされています。

主な法改正に関連する法律

特許庁ホームページ

不正競争防止法等の一部を改正する法律

URL : http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/kaisei_archive.html#h30
https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/fuseikyousou_h300530.html

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(施行:平成 30 年(2018)年 12 月 30 日)
ただし、商標法第 26 条第 3 項第 1 号の改正規定は平成 28(2016)年 12 月 26 日施行

URL : https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/hokaisei/sangyozaisan/tpp_houritu_seibi_h281228.html

文化庁ホームページ

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成 28 年法律第 108 号)及び環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律(平成 30 年法律第 70 号)について
(施行:平成 30 年(2018)年 12 月 30 日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/

著作権法の一部を改正する法律(施行:平成 31(2019)年 1 月 1 日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30_hokaisei/

学校教育法等の一部を改正する法律(施行:平成 31(2019)年 4 月 1 日)

URL : http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/gakkou_kyouikuhou/

※2019 年 3 月 15 日現在(今後さらに変更する場合があります)

該当箇所	変更前	変更後
P43 問 34 選択肢ア（解説） 4 行目	<u>ア 適切</u> …ただし、意匠登録出願人が自ら公開した場合に、公知となった日から 6 カ月 以内に出願すれば、新規性喪失の例外規定の適用を受けられるので、意匠登録を受けられる可能性があります（意 4 条 2 項）。	<u>ア 適切</u> …ただし、意匠登録出願人が自ら公開した場合に、公知となった日から 1 年 以内に出願すれば、新規性喪失の例外規定の適用を受けられるので、意匠登録を受けられる可能性があります（意 4 条 2 項）。
P77 問 52 選択肢ウ（解説） 1 行目	<u>ウ 不適切</u> 現元号をあらわす「平成」の文字は 、需要者が何人かの業務に係る商品または役務であることを認識することができない商標として、商標登録を受けることができません（商 3 条 1 項 6 号）。	<u>ウ 不適切</u> 指定商品「化粧品」に、元号である「平成」を指定商標として商標登録出願をした場合 、需要者が何人かの業務に係る商品または役務であることを認識することができない商標として、商標登録を受けることができません（商 3 条 1 項 6 号）。 <u>※2019 年 5 月に元号は変更されますが、本書は過去問題のため「平成」のまま掲載させていただきます。</u>
P127 問 84 選択肢ア（解説） 2 行目	<u>ア 適切</u> 著作者の名誉または声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなされます（著 113 条 6 項）。	<u>ア 適切</u> 著作者の名誉または声望を害する方法によりその著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなされます（著 113 条 7 項）。
P136 問 90（問題） 選択肢ア・イ・ウ	ア 2059 年 12 月 31 日 イ 2064 年 12 月 31 日 ウ 2066 年 12 月 31 日	ア 2079 年 12 月 31 日 イ 2084 年 12 月 31 日 ウ 2086 年 12 月 31 日

該当箇所	変更前	変更後
P137 問 90 (解説) 2 行目・9 行目	<p>著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まり（著 51 条 1 項）、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後）50 年を経過するまでの間、存続します（著 51 条 2 項）。(…中略…)</p> <p>また、存続期間の終期は、著作者が死亡した日の属する年の翌年から起算するため（著 57 条）、乙が死亡した 2016 年 5 月 31 日の翌年である 2017 年 1 月 1 日から 50 年である 2066 年 12 月 31 日が存続期間の終期となります。</p>	<p>著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まり（著 51 条 1 項）、著作者の死後（共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後）70 年を経過するまでの間、存続します（著 51 条 2 項）。(…中略…)</p> <p>また、存続期間の終期は、著作者が死亡した日の属する年の翌年から起算するため（著 57 条）、乙が死亡した 2016 年 5 月 31 日の翌年である 2017 年 1 月 1 日から 70 年である 2086 年 12 月 31 日が存続期間の終期となります。</p>
P146 問 95・問 96 (解説) 4 行目	<p>パソコンとスキャナーを使って本 A をデジタルデータにして、スマートフォンにそのデータを入れる行為は複製に該当し（著 2 条 1 項 15 号）、原則として複製権の侵害に該当しますが（著 21 条）、一定の場合には著作権が制限され著作権侵害とはなりません（著 30 条～47 条の 10）。</p>	<p>パソコンとスキャナーを使って本 A をデジタルデータにして、スマートフォンにそのデータを入れる行為は複製に該当し（著 2 条 1 項 15 号）、原則として複製権の侵害に該当しますが（著 21 条）、一定の場合には著作権が制限され著作権侵害とはなりません（著 30 条～47 条の 7）。</p>
P146 問 97・問 98 (解説) 3 行目・8 行目・10 行目	<p>本 A の 3 番目の作品の冒頭 4 頁くらいをコピーして配付する行為は、原則として複製権、譲渡権の侵害となります（著 21 条、26 条の 2 第 1 項）が、一定の場合には著作権が制限され著作権侵害とはなりません（著 30 条～47 条の 10）。ここで、教育を担当する者及び授業を受ける者は、(…中略…)</p> <p>公表された著作物を複製することができ（著 35 条 1 項）、その複製したものを譲渡することができます（著 47 条の 10）。したがって、大学の授業で、講義の資料として、本 A の 3 番目の作品の冒頭 4 頁くらいをコピーして学生に配付する行為は、著作権法 35 条 1 項、及び著作権法 47 条の 10 の規定の適用により著作権が制限され、著作権侵害とはなりません。</p>	<p>本 A の 3 番目の作品の冒頭 4 頁くらいをコピーして配付する行為は、原則として複製権、譲渡権の侵害となります（著 21 条、26 条の 2 第 1 項）が、一定の場合には著作権が制限され著作権侵害とはなりません（著 30 条～47 条の 7）。ここで、教育を担当する者及び授業を受ける者は、(…中略…)</p> <p>公表された著作物を複製することができ（著 35 条 1 項）、その複製したものを譲渡することができます（著 47 条の 7）。したがって、大学の授業で、講義の資料として、本 A の 3 番目の作品の冒頭 4 頁くらいをコピーして学生に配付する行為は、著作権法 35 条 1 項、及び著作権法 47 条の 7 の規定の適用により著作権が制限され、著作権侵害とはなりません。</p>

該当箇所	変更前	変更後
P148 重要 Point 6 行目	<p>・レコード製作者の著作隣接権の存続期間は、そのレコードの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年を経過した時に満了する</p>	<p>・レコード製作者の著作隣接権の存続期間は、そのレコードの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年を経過した時に満了する</p>
P150 問 104 選択肢イ（問題）2 行目 選択肢ウ（問題）2 行目	<p>イ レコード製作者が有する著作隣接権は、そのレコード製作者が死亡した日の属する年の翌年から 50 年を経過したときに消滅する。</p> <p>ウ 実演家が有する著作隣接権は、その実演家が死亡した日の属する年の翌年から 50 年を経過したときに消滅する。</p>	<p>イ レコード製作者が有する著作隣接権は、そのレコード製作者が死亡した日の属する年の翌年から 70 年を経過したときに消滅する。</p> <p>ウ 実演家が有する著作隣接権は、その実演家が死亡した日の属する年の翌年から 70 年を経過したときに消滅する。</p>
P151 問 104 選択肢イ（解説）2 行目 選択肢ウ（解説）2 行目	<p><u>イ 不適切</u> レコード製作者が有する著作隣接権は、そのレコードの発行が行われた日の属する年の翌年から 50 年を経過したときに消滅します（著 101 条 2 項 2 号）。</p> <p><u>ウ 不適切</u> 実演家が有する著作隣接権は、その実演が行われた日の属する年の翌年から 50 年を経過したときに消滅します（著 101 条 2 項 1 号）。</p>	<p><u>イ 不適切</u> レコード製作者が有する著作隣接権は、そのレコードの発行が行われた日の属する年の翌年から 70 年を経過したときに消滅します（著 101 条 2 項 2 号）。</p> <p><u>ウ 不適切</u> 実演家が有する著作隣接権は、その実演が行われた日の属する年の翌年から 70 年を経過したときに消滅します（著 101 条 2 項 1 号）。</p>
P152 問 106（問題） 選択肢ア・イ・ウ	<p>ア 2061 年 12 月 31 日</p> <p>イ 2060 年 12 月 31 日</p> <p>ウ 2059 年 12 月 31 日</p>	<p>ア 2081 年 12 月 31 日</p> <p>イ 2080 年 12 月 31 日</p> <p>ウ 2079 年 12 月 31 日</p>

該当箇所	変更前	変更後
P153 問 105 選択肢イ（解説）1行目 選択肢ウ（解説）1行目	<u>イ 不適切</u> モーツアルトの曲は、著作者であるモーツアルトの死後 50 年以上経過しているため、著作権は消滅しており（著 51 条 2 項）、著作権について問題になることはありません。一方、演奏家は… <u>ウ 適切</u> ベートーベンが作曲した曲は、著作者であるベートーベンの死後 50 年以上経過しているため、著作権は消滅しており（著 51 条 2 項）、著作権について問題になることはありません。さらに、…	<u>イ 不適切</u> モーツアルトの曲は、著作者であるモーツアルトの死後 70 年以上経過しているため、著作権は消滅しており（著 51 条 2 項）、著作権について問題になることはありません。一方、演奏家は… <u>ウ 適切</u> ベートーベンが作曲した曲は、著作者であるベートーベンの死後 70 年以上経過しているため、著作権は消滅しており（著 51 条 2 項）、著作権について問題になることはありません。さらに、…
P153 問 106（解説） 2行目・4行目	レコードの著作隣接権の存続期間は、原則として、レコードの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 50 年を経過した時に満了します（著 101 条 2 項 2 号）。当該レコードは、2011 年 2 月 20 日に発売されたので、その年の翌年から起算して 50 年後である 2061 年 12 月 31 日にレコードの著作隣接権の存続期間は満了します。	レコードの著作隣接権の存続期間は、原則として、レコードの発行が行われた日の属する年の翌年から起算して 70 年を経過した時に満了します（著 101 条 2 項 2 号）。当該レコードは、2011 年 2 月 20 日に発売されたので、その年の翌年から起算して 70 年後である 2081 年 12 月 31 日にレコードの著作隣接権の存続期間は満了します。
P183 実力テスト 学科 問 11 選択肢イ（問題）2行目	イ 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明について特許出願する場合、その発明が公知となった日から 6カ月 以内に出願しなければ、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができない。	イ 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明について特許出願する場合、その発明が公知となった日から 1年 以内に出願しなければ、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができない。
P187 実力テスト 学科 問 25 選択肢ア（問題）	ア 1 = 著作者の死後 50 年	ア 1 = 著作者の死後 70 年

該当箇所	変更前	変更後
<p>P197 実力テスト 学科 問 11 選択肢ア（解説）1 行目</p> <p>選択肢イ（解説）3 行目</p>	<p><u>ア 不適切</u> 脅迫，詐欺，スパイ等により，特許を受ける権利を有する者の意に反して公知となった発明については，新規性喪失の例外規定の適用を受けられる発明であることを証明する書面を提出する必要はありません（特 30 条 3 項）。</p> <p><u>イ 適切</u> 上述のとおり，特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明，すなわち新規性を喪失した発明については，その発明が公知となった日から 6 カ月 以内に出願した場合，新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。</p>	<p><u>ア 不適切</u> 強迫，詐欺，スパイ等により，特許を受ける権利を有する者の意に反して公知となった発明については，新規性喪失の例外規定の適用を受けられる発明であることを証明する書面を提出する必要はありません（特 30 条 3 項）。</p> <p><u>イ 適切</u> 上述のとおり，特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知となった発明，すなわち新規性を喪失した発明については，その発明が公知となった日から 1 年 以内に出願した場合，新規性喪失の例外規定の適用を受けることができます。</p>
<p>P204 実力テスト 学科 問 25 選択肢ア（解説）1 行目</p>	<p><u>ア 適切</u> 著作権は，原則として，著作者の死後 50 年 を経過すると消滅します（著 51 条 2 項）。</p>	<p><u>ア 適切</u> 著作権は，原則として，著作者の死後 70 年 を経過すると消滅します（著 51 条 2 項）。</p>